

議案第 33 号

ひたちなか市部設置条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 2 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市部設置条例の一部を改正する条例

ひたちなか市部設置条例(平成6年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表経済環境部の項中「環境保全」を「環境政策」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

ひたちなか市部設置条例新旧対照表

旧		新		備考
(部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。		(部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。		
部名	分掌事務	部名	分掌事務	
略	略	略	略	
経済環境部	1 農林水産業に関すること。 2 地籍調査に関すること。 3 商工業に関すること。 4 観光に関すること。 5 環境保全に関すること。 6 廃棄物対策及び環境衛生に関すること。	経済環境部	1 農林水産業に関すること。 2 地籍調査に関すること。 3 商工業に関すること。 4 観光に関すること。 5 環境政策に関すること。 6 廃棄物対策及び環境衛生に関すること。	
略	略	略	略	
2 略		2 略		